

学校活動における登山活動の範囲の設定及び登山アドバイザー派遣事業における基準の改正について（案）

R4.7.6 スポーツ振興課

1 現状と課題

(1) 学校活動における登山活動の範囲

県立学校が実施する登山活動における山行ルートは、一般的な装備により実施可能なルート（一般ルート）とし、ハーケンやハンマー等を当然必要とするような岩登りや沢登り等を伴う登山の実施は認めていない。山行を認めない難易度の高いルートは示しているが、具体的な登山活動の範囲までは示していない。

・「登山計画作成のためのガイドライン(改訂版)」における山行を認めない難易度の高いルート

北アルプスの大キレット、不帰キレット、西穂高から奥穂高にかけての稜線、飯豊山の石転び沢雪渓、剣沢雪渓、針ノ木雪渓

(2) 登山アドバイザー派遣事業における基準

登山アドバイザーについては、現行の基準に基づき、登山活動の全件に帯同しているが、帯同するすべてのアドバイザーが有資格者ではない。山の難易度や体力度に応じて、帯同するアドバイザーの資格基準を明確にするため、有識者から意見を聴取したところである。

2 検討の方向性

(1) 山のグレーディングに応じた各県立学校の登山活動の可能な範囲を示す。

- ・山の難易度や体力度によって活動可能な範囲を明確にする。
- ・栃木県山岳遭難防止対策協議会が作成した栃木県山のグレーディング（平成 30 年 9 月改訂）及び他県作成の山のグレーディングを引用し、専門家の意見を踏まえ「山のグレーディングに応じた県立学校の登山活動の範囲（資料 2 - 2）」を栃木県教育委員会が独自に作成した。

(2) 登山アドバイザーの基準の改正

- ・各学校が実施する登山活動には、必ず有資格者を帯同させる。
- ・県立学校での登山活動は悪天候では実施せず、無積雪期の登山であるため、今回資料 2 - 3 登山アドバイザーの要件として定める山岳関係の資格で示した資格のうち、グレードの低いコーチ 1、山岳ガイド I、登山ガイド I 以上の資格があれば帯同は可能であるとする。

3 専門家の意見

(1) 学校の教育活動において登山活動を計画する際、表の難易度 A から難易度 C の範囲にある山行で十分であり、難易度 D と難易度 E の山岳・コースを登山する必要はない。

また、インターハイ等の上位大会のコース設定については、断定はできないが、難易度 D E の山岳・ルートのレベルではないコースである。

(2) 日本スポーツ協会公認コーチ 1 の資格を取得する際の受講科目の中に、登山医療、避難対策のほか悪場の通過、ロープワークなどの技術の習得が義務づけられており、能力、技量はガイドラインに定める登山実施の際のアドバイザーとして帯同可能であるとする。

4 今後の対応案

(1) 「山のグレーディングに応じた県立学校の登山活動の範囲（資料 2 - 2）」は各県立学校が登山活動を計画する際、登山活動ができる山の範囲の確認及び生徒の力量にあった山岳・コースの選定を検討するための参考資料とする。登山は技術的難易度 A ~ C の山とし、難易度 D と E に該当する山岳・コースへの登山は行わない。表にない山岳・ルートを申請することは可能であるが、登山計画審査会において審査する。

(2) 登山アドバイザーの資格基準は以下のとおり改正する。（新旧対照表を参照）

・登山アドバイザー基準新旧対照表

(アドバイザーの基準) (旧)

第4条 アドバイザーとなり得る者は、学校教育活動についての知識と理解に富み、登山保険等に加入していることに加え、以下各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) (独) 日本スポーツ振興センター国立登山研修所が主催となるセミナー及び研修会等において講師を務める者、又は過去その経験がある者
- (2) (公財) 日本スポーツ協会公認コーチ2の資格保持者
- (3) (公社) 日本山岳ガイド協会認定山岳ガイドステージI以上 (ステージII) の資格保持者
- (4) (公社) 日本山岳ガイド協会認定国際山岳ガイドの資格保持者
- (5) (公社) 日本山岳ガイド協会認定登山ガイドステージI以上 (ステージII、ステージIII) の資格保持者
- (6) 実際に本事業を活用する山において複数年の登山経験を有し、その山の特徴、危険箇所、山行における留意事項等の専門的な知識を十分に有している者。

(アドバイザーの基準) (新)

第4条 アドバイザーとなり得る者は、学校教育活動についての知識と理解に富み、登山保険等に加入していることに加え、以下各号のいずれかに該当する者とする。また、実際に本事業を活用する山において複数年の登山経験を有し、その山の特徴、危険箇所、山行における留意事項等の専門的な知識を十分に有している者とする。

- (1) (独) 日本スポーツ振興センター国立登山研修所が主催となるセミナー及び研修会等において講師を務める者、又は過去その経験がある者
- (2) (公財) 日本スポーツ協会公認コーチの資格保持者
- (3) (公社) 日本山岳ガイド協会認定山岳ガイドの資格保持者
- (4) (公社) 日本山岳ガイド協会認定国際山岳ガイドの資格保持者
- (5) (公社) 日本山岳ガイド協会認定登山ガイドの資格保持者